

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

監査公表

- 令和2年度学校監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 令和2年度財政援助団体等監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

監 査 公 表

静岡市監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年1月5日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	白 鳥 三和子
同	山 根 田鶴子
同	山 本 彰 彦

記

1 監査の基準

この監査は、静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

2 監査の種類

(1) 監査の名称

令和2年度学校監査

(2) 根拠法令

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項

3 監査の対象

令和2年度の下表に掲げる市立小学校及び市立中学校における学校長の権限に係る事務の執行及び学校施設の管理状況等について監査を実施した。なお、必要に応じて期間外の事務も対象とした。

小学校 (30校)	<u>清水入江</u> 、清水浜田、清水岡、清水船越、清水有度第一、 <u>清水有度第二</u> 、清水、清水不二見、清水駒越、清水三保第一、清水三保第二、清水辻、清水江尻、清水飯田、 <u>清水飯田東</u> 、 <u>清水高部</u> 、清水高部東、清水袖師、清水庵原、清水興津、清水小島、清水小河内、清水宍原、清水中河内、清水西河内、清水和田島、蒲原西、蒲原東、由比、由比北
中学校 (16校)	清水第一、清水第二、清水第三、清水第四、清水第五、 <u>清水第六</u> 、 <u>清水第七</u> 、 <u>清水第八</u> 、清水飯田、清水袖師、 <u>清水庵原</u> 、清水興津、清水小島、清水両河内、蒲原、由比

※ 学校監査は、市内の市立小学校87校及び市立中学校43校について、学校数が均等になるように3つの区域〔①葵区(一部を除く。)・②清水区・③駿河区(葵区の一部を含む。)]に分割し、3年サイクルで実施している。令和2年度は、②清水区を対象に監査を実施した。なお、下線の学校は、現地調査対象校である。

4 監査の着眼点

- (1) 校舎及び校地の目的外使用許可等が適正に行われているか。
- (2) 郵券等金券類の管理が適正に行われているか。
- (3) 備品の管理は適正に行われているか。
- (4) 薬品類の管理は適正に行われているか。
- (5) 校内及び校外における児童・生徒に対する安全管理は適正に行われているか。
- (6) 災害発生時における児童・生徒に対する安全確保対策が適正に定められているか。
- (7) 個人情報の管理は適正に行われているか。
- (8) 学校施設、器具等の管理は適正に行われているか。
- (9) 学校内における危機管理体制(学校内における事件・事故、いじめ、体罰)について、

教育委員会事務局等に連絡し、報告する体制はとられているか。また、未然防止及び再発防止に向けた取組は行われているか。

(10) 学校預かり金の管理は適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

(1) 本監査

監査委員による説明聴取及び質疑並びに施設等の調査を実施した。

(2) 予備監査

監査委員事務局職員による帳票簿冊等関係書類の監査及び説明聴取並びに現地調査を実施した。

6 監査の実施場所及び日程

監査の区分	実施場所	日程
本監査	清水飯田東小学校、清水庵原中学校	令和2年10月30日
予備監査	現地調査対象校、監査委員事務局執務室など	令和2年9月11日から 令和3年1月5日まで

7 監査の結果

(1) 監査基準第19条第2項又は第3項の規定に基づく記載

1から6のとおり監査した限り、対象となった事務が重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

(2) 監査基準第19条第4項の規定に基づく記載

本件の監査においては、10件の指摘事項があったので、適切な措置を講じられたい。

なお、監査の結果の詳細及び意見については後述する。

用語説明

1 指摘事項

法令、条例、規則等に違反している事項又は経済性、効率性若しくは有効性の観点から改善を要する事項など、指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するもの

2 指導事項

上記「指摘事項」以外で、軽微な誤りと認められる事項

3 校舎及び校地の目的外使用

学校管理運営上支障がある場合を除いて、静岡市主催以外の事業等のために学校施設を使用すること（自治会行事、各種検定試験など）

4 校舎及び校地の一時的使用

学校管理運営上支障がある場合を除いて、静岡市主催の事業等のために学校施設を使用すること（保健所の健康診断、教員採用試験など）

【参考】

静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号）（抄）

（監査報告等の内容）

第19条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

第1号から第8号まで 略

2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(1) 財務監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

(2) 行政監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

第3号から第8号まで 略

3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合は、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

第5項以降 略

学校監査

1 監査の結果

(1) 校舎及び校地の目的外使用許可等の状況

学校長許可に係る 2 日以内の校舎及び校地の目的外使用許可及び一時的使用承認の事務処理について監査した結果、指摘事項等は認められなかった。

(2) 郵券等金券類の管理状況

郵券等金券類の管理状況について監査した結果、指摘事項等は認められなかった。

(3) 備品の管理状況

今年度及び過年度に購入等した備品の管理について監査した結果、指摘事項は認められなかった。

なお、備品登録に関して 5 件の指導事項があった。

(4) 薬品類の管理状況

理科準備室及び保健室における薬品並びに農薬の管理状況について監査した結果、次の 10 件の指摘事項については是正・改善を求めた。

なお、薬品管理簿の記載に関して 5 件、理科薬品の転倒防止策に関して 1 件及び理科薬品保管庫の鍵の管理に関して 1 件の、全 7 件の指導事項があった。

【指摘事項】

ア 理科準備室の薬品の管理について（8 件）

<清水入江小学校、清水高部小学校>

①② 令和 2 年 4 月 16 日付けで学校教育課長及び教育センター所長の発した通知によれば、理科薬品の点検及び管理に当たっては、毒物・劇物使用管理簿を別冊として作成することが求められているが、当該校においては、理科薬品のうち毒物・劇物として扱うべき薬品が存在しているにもかかわらず、その状況の記録を別冊につづることなく、一般薬品の管理記録と合わせて一冊の簿冊で管理していた。

なお、上記通知では、「薬品使用管理簿を備えること。また、毒物・劇物使用管理簿を別冊として作成すること。」と表現されているため、薬品使用管理簿と毒物・劇物使用管理簿との関係が判然としないばかりか、仕切紙により区切れば同一簿冊内で両者

を編てつすることも認められるとする取扱いの実態がある。このような状況が、毒物・劇物使用管理簿を別冊として作成することが徹底されない背景となっているものと考えられる。

<清水庵原中学校>

- ③ 令和2年4月16日付けで学校教育課長及び教育センター所長の発した通知の別紙1『静岡市理科薬品管理・点検表』には、毒物及び劇物は、専用保管庫に一般薬品等と区分し収納されることが求められているが、当該校においては、劇物薬品が、市販の仕切りケースにより一般薬品と混在して保管されていた。

なお、上記通知の別紙1の注意点には、「段を変えたり、仕切りをしたりする。」との表示がされていたため、このような表示が、市販の仕切りケースによる混在保管が認められると解釈されてしまった原因となっているものと考えられる。

- ④ 理科薬品の毒物及び劇物は、その管理状況を毒物・劇物使用管理簿に記録することとされているが、劇物薬品であるクロロホルム及び水酸化バリウムが、一般薬品使用管理簿にて記録されていた。
- ⑤ 薬品を希釈して保管する場合、容器のラベルに濃度等を記載すべきであるが、塩酸の希釈液の保管状況を確認したところ、ラベルに濃度及び作成日が記載されておらず、「塩酸うすい」とのみ記載されていた。

<清水第八中学校>

- ⑥ 薬品を希釈して保管する場合、容器のラベルに濃度等を記載すべきであるが、硫酸の希釈液の保管状況を確認したところ、ラベルに濃度及び作成日が記載されておらず、「希硫酸」とのみ記載されていた。

また、当該希釈液の薬品使用管理簿も作成されていなかった。

<清水飯田東小学校>

- ⑦ 理科薬品は、長期休業前までに、定期的に数量と薬品使用管理簿の照合を行うこととなっているが、7月点検時において、水酸化ナトリウム水溶液（劇物薬品）及び沸騰石（一般薬品）の残量が未記入であった。
- ⑧ 理科準備室に保管されていた金属片アルミニウム（一般薬品）について、これを薬品使用管理簿と照合したところ、同管理簿にはこれが保管されていることの記録が一切なかった。



薬品の管理状況確認（左：清水飯田東小学校（保健室）、右：清水庵原中学校（理科準備室））

イ 農薬の管理について（2件）

農薬を使用した場合は、農薬取締法等により、使用年月日、場所及び使用量等を記録することとなっている。

<清水第六中学校>

① 殺虫剤1種類について、農薬使用管理簿が未作成であった。

<清水第七中学校>

② 除草剤2種類について、使用の状況を適切に記録していなかったことにより、残量が正しく記載されていなかった。

（5）校内及び校外における安全管理の状況

学校活動における防犯対策及び通学路等における交通安全対策について監査した結果、指摘事項等は認められなかった。

（6）災害対策に係る状況

災害発生時における児童・生徒に対する安全確保対策について監査した結果、指摘事項等は認められなかった。

（7）個人情報の管理状況

学校における児童・生徒などの個人情報保護及び情報セキュリティの状況について監査した結果、指摘事項等は認められなかった。

(8) 学校施設、器具等の管理状況

校舎、プール等の施設及びサッカーゴール等の器具などの管理状況について監査した結果、指摘事項は認められなかった。

なお、AEDの管理について1件及び校舎外の設備に関して1件の、全2件の指導事項があった。

(9) 学校内における危機管理体制

学校内における事件・事故、いじめ及び体罰に関して、教育委員会へ連絡・報告を行う体制及び未然防止、再発防止等に係る取組の状況について監査した結果、指摘事項は認められなかった。

なお、事故報告に関する1件の指導事項があった。

(10) 学校預かり金の管理状況

学年費などの学校預かり金の管理状況について監査した結果、指摘事項等は認められなかった。

2 意見

【静岡型小中一貫教育における幼小接続について】

本市は、令和4年度の静岡型小中一貫教育の全校実施に向けて平成28年度に「カリキュラム・基本的な考え方」を策定し、各小中学校のグループ化を進めた上で準備作業を進めている。この「基本的な考え方」の視点2「9年間を見通した教育課程の編成・実施」では、幼小の接続を進め、スタートカリキュラムを実施する旨が示され、「カリキュラム・解説」においてはこども園等でのアプローチカリキュラムの実施状況を踏まえた上で幼小接続の工夫を行うことなどが説明されている。さらに、静岡型小中一貫教育における教育課程は、9年間の連続性・系統性を強化する「たての接続」の前提として幼小接続を位置付ける仕組みとする一方で、視点4「地域との連携を図る」における地域社会に開かれた教育課程の実現を目指すため、グループ校ごとに設置される小中一貫教育準備委員会での教育課程の評価・検証を行うことによって「よこの連携」につなげようとするものとなっている。

もとより、幼小接続は、小中一貫教育を実施するしないにかかわらず重視されるべきものであるが、このような形で静岡型小中一貫教育のシステムに幼小接続を組み込んだ上で

地域とのつながりに重点を置く試みは、特徴的なものとして評価される。

前記の解説においては、小中一貫教育準備委員会の構成員として小中学校の代表、保護者の代表、地域の代表と並んでこども園等の代表を加えることを規定し、教育構想の共有や教育課程に基づく支援などを行うこととしていることから、幼小接続の重要性が地域に浸透し、地域住民の理解を得た上で、小中一貫教育準備委員会が将来的に学校運営協議会へと円滑に移行することが展望されるものとなっていることが窺われる。

このような視点から、本年度の学校監査において対象となった清水区の小中学校の状況を見ると、区内16のグループ校に設置されている小中一貫教育準備委員会のうち、地域のこども園、幼稚園、保育所などの就学前教育を担う組織の代表を構成員として加えていたのは半数の8グループ校にとどまっていた。こども園等の代表を構成員に加えていたグループ校では、小中一貫教育の9年間の教育課程の前提として就学前教育を一貫性のあるものとして位置付けていることや、地域内の教育機関としてこども園等の存在を認識し従前から連携を図る実績があったりしていることをその理由に挙げていた一方で、こども園等の代表を構成員に加えていなかったグループ校では、「カリキュラム・解説」の中で留意点として「委員の構成は地域や学校の実情に応じて決定すること」が示されていることから人数制限や小中連携を優先するなどの実情をもって加えなかった理由としていた。

学区が存在する小中学校と異なり、必ずしも地域とのつながりが強いわけではない就学前教育のありようからすると、前述した静岡型小中一貫校育における幼小接続の試みの実現には困難な面があることは想定されるが、令和4年度の静岡型小中一貫教育の全校実施が円滑かつ十全に行われるためにもこの幼小接続及びその点を踏まえた地域との連携の視点は欠かせないものと考えられることから、教育委員会は、全市域のグループ校の実情を改めて把握した上で、静岡型小中一貫教育カリキュラムの基本的な考え方の徹底を図る必要がある、また、それにより、将来的なコミュニティスクールの在り方にも一定の道筋が示されることにつながる可能性も考えられる。

静岡市監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年1月5日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	白 鳥 三和子
同	山 根 田鶴子
同	山 本 彰 彦

1 監査の基準

この監査は、静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

2 監査の種類

（1）監査の名称

令和2年度財政援助団体監査

令和2年度出資団体監査

令和2年度指定管理者監査

（2）根拠法令

地方自治法第199条第7項及び地方自治法施行令第140条の7

3 監査の対象

（1）財政援助団体監査

ア 静岡市全国少年少女草サッカー大会開催事業補助金

所管部局 観光交流文化局スポーツ交流課

団体 全国少年少女草サッカー大会実行委員会

イ 静岡市暴力追放推進協議会運営事業等補助金

所管部局 市民局生活安心安全課

団体 静岡市暴力追放推進協議会

（2）出資団体監査

ア 公益財団法人するが企画観光局

所管部局 観光交流文化局観光・MICE推進課

イ 一般財団法人静岡市環境公社

所管部局 環境局ごみ減量推進課

（3）指定管理者監査

ア 静岡市駿河生涯学習センター

指定管理者 公益財団法人静岡市文化振興財団

所管部局 市民局生涯学習推進課

イ 静岡市小鹿老人福祉センター

指定管理者 公益財団法人静岡市文化振興財団

所管部局 保健福祉長寿局健康福祉部高齢者福祉課

ウ 静岡市南部勤労者福祉センター

指定管理者 公益財団法人静岡市文化振興財団

所管部局 経済局商工部商業労政課

4 監査の主な実施内容

(1) 本監査

出資団体監査及び指定管理者監査においては、監査委員による説明聴取及び質疑を実施した。さらに、指定管理者監査については、対象施設の現地調査を併せて行った。

(2) 予備監査

監査委員事務局職員による帳票簿冊等関係書類の監査及び説明聴取を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

監査の種類	実施場所	日程
財政援助団体監査	監査委員事務局執務室ほか	令和2年8月14日から 令和3年1月5日まで
出資団体監査	静岡市役所静岡庁舎本館4階41会議室	
指定管理者監査	静岡市駿河生涯学習センター 静岡市小鹿老人福祉センター 静岡市南部勤労者福祉センター	

6 監査の結果

(1) 監査基準第19条第2項又は第3項の規定に基づく記載

1から5及び各監査の着眼点のとおり監査した限り、対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が重要な点において、当該財政的援助等の目的に沿って行われていた。

(2) 監査基準第19条第4項の規定に基づく記載

財政援助団体監査、出資団体監査及び指定管理者監査の各監査において、指摘事項があったので、適切な措置を講じられたい。

なお、各監査の着眼点、監査の結果等及び監査対象の概要については後述する。

用語説明

1 指摘事項

法令、条例、規則等に違反している事項又は経済性、効率性若しくは有効性の観点から改善を要する事項など、指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するもの

2 指導事項

上記「指摘事項」以外で、軽微な誤りと認められる事項

【参考】

静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号）（抄）

（監査報告等の内容）

第19条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

第1号から第8号まで 略

2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

第1号及び第2号 略

(3) 財政援助団体等監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。

第4号から第8号まで 略

3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合は、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

第5項以降 略

財政援助団体監査

1 監査の対象

(1) 静岡市全国少年少女草サッカー大会開催事業補助金

所管部局 観光交流文化局スポーツ交流課

団体 全国少年少女草サッカー大会実行委員会

(2) 静岡市暴力追放推進協議会運営事業等補助金

所管部局 市民局生活安心安全課

団体 静岡市暴力追放推進協議会

2 監査の着眼点

(1) 所管部局関係

ア 補助金の交付目的及び対象事業の内容は明確か。また、補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

イ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。また、補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等見直しをする必要のあるものはないか。

ウ 財政援助団体への指導監督は適切に行われているか。

(2) 団体関係

ア 事業は、計画及び交付条件等に従って実施され、十分効果があげられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。

イ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。

3 監査の結果

監査した結果、次の2件の指摘事項については是正・改善を求めた。また、2件の指導事項について別途指導した。所管部局においては、団体に対する指導を含めて適切な措置を講じられたい。

【指摘事項】**静岡市暴力追放推進協議会運営事業等補助金の事務処理について**

① キャッシュカードの管理方法について

市準公金取扱基準では、準公金の管理に際してキャッシュカードを作成した場合、準公金管理責任者である課の所属長又は担当課長が直接管理するものとし、現金の払出し等に使用する都度、準公金管理担当者に直接手渡すことを求めている。

しかし、暴力追放推進協議会の運営に要する準公金を事務局として管理する生活安心安全課は、当該準公金に関するキャッシュカードを作成しながらも、準公金管理責任者ではない係長に管理させており、準公金管理責任者の責任が果たされていない結果となっていた。

② 公文書と補助事業者の文書の編てつについて

市公文書管理規則によれば、公文書はその保存期間が満了するまで、所定の文書庫において適正に保存されなければならないこととされているが、本件補助金の交付に当たり市が補助事業者から収受し、市において保存すべき補助金交付申請書及び概算払請求書が、補助事業者の文書簿冊に編てつされており、公文書が不適切に管理されていた。

4 監査した補助金の概要

静岡市全国少年少女草サッカー大会開催事業補助金

財 政 援 助 団 体	名称	全国少年少女草サッカー大会実行委員会
	事務局所在地	静岡市清水区清開二丁目1番1号
	設立年月日	昭和62年4月1日
	収支の状況	収 入 121,619,157円 支 出 116,615,783円 収支差引額 5,003,374円
補 助 金 の 概 要	補助事業の目的	青少年を対象とするサッカー競技大会の開催を支援することにより、サッカーを通じた交流を推進し、もって青少年の健全育成や地域経済の活性化を図る。
	補助金額	9,669,000円
	補助対象となつた事業	実行委員会が草サッカー大会開催事業として実施する事業（準備のための事業を含む。）で、市長が必要があると認めるもの

※ 収支の状況及び補助金額は、令和元年度実績を示す。

静岡市暴力追放推進協議会運営事業等補助金

財 政 援 助 団 体	名称	静岡市暴力追放推進協議会
	事務局所在地	静岡市葵区追手町5番1号
	設立年月日	昭和58年10月20日
	収支の状況	収 入 1,595,009円 支 出 1,587,859円 収支差引額 7,150円
補 助 金 の 概 要	補助事業の目的	暴力による市民生活に対する危険を排除し、もって犯罪のない 明るく住みよい社会を確立する。
	補助金額	1,587,850円
	補助対象となっ た事業	1 静岡市暴力追放推進協議会を運営する事業 2 暴力追放のための広報及び啓発に関する事業 3 地域における暴力追放運動を支援する事業 4 暴力団及び暴力追放に関する相談事業 5 関係機関及び関係団体との連絡調整に関する事業 6 前各号に掲げるもののほか、暴力追放運動の推進のため市長 が必要があると認めるもの

※ 収支の状況及び補助金額は、令和元年度実績を示す。

出資団体監査

1 監査の対象

- (1) 公益財団法人するが企画観光局
所管部局 観光交流文化局観光・MICE推進課
- (2) 一般財団法人静岡市環境公社
所管部局 環境局ごみ減量推進課

2 監査の着眼点

- (1) 出資団体関係
 - ア 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
 - イ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
 - ウ 現金や預金通帳、銀行印の管理体制は適切か。
 - エ 団体の内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。
- (2) 所管部局関係
 - ア 出資団体の経営成績及び財政状態を充分把握し、適切な指導監督を行っているか。
 - イ 株式又は出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
 - ウ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。

3 監査の結果

監査した結果、次の4件の指摘事項については是正・改善を求めた。所管部局においては、出資団体に対する指導を含めて適切な措置を講じられたい。

【指摘事項】

- (1) **賞与引当金の計上について**（公益財団法人するが企画観光局）
令和元年度決算の賞与引当金の算定における賞与支給見込額の積算根拠を確認したところ、1人の職員の支給見込額を二重に算入しており、また、引当金の算入対象ではない令和2年4月から雇用した職員の支給見込額も算入対象としていたことから、賞与引当金が約95万円過剰に計上されていた。
- (2) **引当金の計上について**（一般財団法人静岡市環境公社）3件
 - ① 退職給付引当金の計上について
退職給付引当金は、一般財団法人静岡市環境公社経理規則（以下「公社経理規則」という。）第42条第4号アにより、決算において期末退職給与の要支給額に相当する金額を

計上するとされている。また、「2019年度事業報告書及び決算書」の財務諸表に対する注記には、「期末退職給与の要支給額に相当する金額を計上している。」と記載されている。

しかし、令和元年度決算の退職給付引当金の算定において、退職給付引当金を計上する前の当期一般正味財産増減額のうち一定割合を退職給付引当金として計上するという公社経理規則及び注記に記載の方法とは異なる方法で引当計上を行っており、その結果、引当金期末残高は「期末退職給与の要支給額に相当する金額」に比べ約2,700万円少ない状態となっていた。

② 賞与引当金の賞与支給見込額の誤りについて

令和元年度決算の賞与引当金の算定における賞与支給見込額の積算根拠について、2人の職員の支給見込額が支給見込額合計の計算から漏れており、賞与引当金計上額の算出基礎となる賞与支給見込額が誤っていた。

③ 賞与引当金の引当計上額の不合理性について

賞与引当金は、公社経理規則第42条第4号イにより、決算において支給見込額のうち当期に帰属する額を計上するとされている。また、「2019年度決算報告書及び決算書」の財務諸表に対する注記には、「職員に対する賞与の支給に備えるため、当期に帰属する期間の支給見込額を計上している。」と記載されている。

令和2年6月支給賞与は、支給対象期間が令和元年12月2日から同2年6月1日までであるため、「当期に帰属する期間」は、このうちの令和元年12月2日から同2年3月31日までとなる。この点を踏まえて、令和元年度決算の賞与引当金の計上方法を確認したところ、当期に帰属する期間を3箇月とみなし、「当期に帰属する期間の支給見込額」は、6月支給賞与見込額に6分の3を乗じた後、百万円単位で切り上げるという方法で算出していた。この計上方法について一般社団法人静岡市環境公社（以下「公社」という。）からは、月割り計算方式を採用した上で、令和元年12月分は1箇月に満たないため計上せず、令和2年1月から3月までの3箇月相当分を計上している旨の説明があった。

引当金の計上は、合理的な見積りであれば認められるものであり、合理的な見積りとは、計上時点において入手可能な情報に基づき、最善の見積りを行うことである。賞与引当金の計上に当たっては、「当期に帰属する期間」を日割り計算することにより算出することが最も精緻な算出方法となるが、月割り計算により算出することも、日割り計算を行う場合と僅少な差しか生じないのであれば、計算の正確性を保持した上で簡便迅速に計算を行えることから一般的に行われており、合理的な見積りとして妥当である。

仮に「当期に帰属する期間」を4箇月として算出した額と日割り計算として算出した額とを比較してみると、その差は約30万円（0.8%）と僅少となるが、公社が現実に引当計上した額は同様に日割り計算として算出した額と比べ約900万円（25.0%）少なくなっており、その乖離は大きいものといわざるを得ない。また、百万円単位の切上げの方法についても、公社の当期経常増減額が400万円程度であることを踏まえると、当期一般正味財産増減額に20%以上の大きな影響を与えることとなることから、公社のこの引当計

上額は、計上時点において入手可能な情報に基づいて最善の見積りを行ったものであるとはいえない。

公社の決算書類における引当金の計上については、前回の公社に対する出資団体監査(平成27年度実施)において賞与引当金が計上されていなかったことを指摘し、これに対する措置として「再発防止のため、環境公社と協議を行い、全ての会計処理が経理規則に従って行われているかを確認するためのチェックリストを作成し事務を行うよう改善した。」と報告されていたにもかかわらず、今回も公社経理規則に従わない方法による引当金計上が行われるなどの不適切な事務処理が行われていたことは、前回の指摘に対する措置が有名無実化していたことを示すものである。

財務諸表について公社の利害関係者に疑念を生じさせないためには、さらに実効性のある措置を講じた上で、所管課がその状況を適宜モニタリングしてゆくと同時に、公社自身が利害関係者に対して丁寧の説明しようとする姿勢をもつことが求められる。

4 意見

(1) 公益財団法人するが企画観光局

① 実施事業の対象地域の不整合状態について

公益財団法人するが企画観光局(以下「財団」という。)は、平成7年に静岡市、静岡県、焼津市、藤枝市、島田市などの自治体と地元企業、商工会議所などの出捐により財団法人静岡コンベンションビューローとして設立され(本市の財団への出捐割合は40%程度となっている。)、同19年の静岡市観光協会(任意団体)との統合を経て同25年に公益財団法人に移行した上で、同29年に現名称に変更して現在に至っている。このような設立経緯を踏まえているためか、財団の実施事業の対象地域が、それぞれの事業ごとに不整合な状態となっている。

現在の財団の定款には、法人の目的として「静岡県中部・志太榛原地域の文化的、社会的、経済的特性等を活用し、観光関連産業の振興と交流人口拡大による地域経済の活性化を促進する…」と謳われている上、本市とのパートナーシップに基づいて策定されている財団の中期経営計画にも「静岡市及び静岡県中部地域の地域経済の活性化…に寄与する」と明記されていることから、財団が目指すビジョンの対象地域は出捐自治体である4市の区域を超える静岡県中部5市2町であることが読み取れるものであるが、財団の実施事業のうち地域連携DMO事業だけがこの5市2町を対象としており、MICE推進事業は出捐自治体である4市を対象とし、観光振興事業に至っては本市のみを対象としている実態がある。

この点について財団は、過去の設立や統合の経緯から本市以外の自治体に存在する観光協会との調整や未出捐の自治体への新たな出捐の要請が困難であることを理由として、この不整合な状態は今後の研究課題であると説明しているが、これらの事業は、本来ひ

とつの基本理念に基づいて総合的に推進されるべきものと考えられ、各出捐者も事業によって対象区域が異なることは望んでいないのではないかと思われるため、このような不整合な状態に係る課題解決のための工程を速やかに作成した上で計画的な研究・検討を行うことが求められる。

一方、同様の課題意識は所管課も共有した上で、現状肯定にとどまることなく、財団とともに研究・検討を行ってゆく必要がある。特に、財団がDMO登録を果たしたことのもつ意味が本市の重要施策である中部連携中枢都市圏構想と無縁ではないことを再認識した上で、財団に求めるパートナーシップをより実効性のあるものとするために強力に指導することを求めるものである。

② 賛助会員制度について

財団の定款には賛助会員の規定があり、法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は団体を賛助会員とした上で1口2,000円の年度会費を徴することとしており、令和元年度は950万円余を収入しているが、財団の中期経営計画では、その経営面における現状認識として「賛助会員企業の高齢化等（ママ）による退会増等財源確保に苦慮」が示され、さらに、財務的持続性・収益体質の強化の項目中の課題「賛助会費増額につながる現制度見直しの検討」に対する中長期の取組として「賛助会員制度の見直しと新たな制度構築等の検討」が挙げられている。

このように、賛助会員は、定款のいう「事業への協力」が資金面での支援を意味するものであって、財団の財源確保の面からの中長期の取組として検討されていることと相俟って、寄附者、協賛者等として位置付けられているものと理解されるが、一方で、財団の中期経営計画では、着地型観光の展開や外国人観光客誘致事業の取組において「市内事業者（賛助会員等）とルート提案・商品造成の実施」という記載があり、また、財団の令和元年度事業報告によると姉妹都市上越市での物産展では賛助会員による物産品販売と観光PRが行われたとのことであり、賛助会員が単なる資金面での支援にとどまらない位置付けがなされている。

平成26年度に実施した財団に対する出資団体監査において「賛助会員には多種多様な企業等が参画していることからその力をこれまで以上に活用してより効果の高いシティプロモーション活動を展開されたい」との意見が示されていることから、実際の事業運営においては、前述のような資金面での支援以外の賛助会員の活用が意識されているものと考えられる。財団には、賛助会員の位置付けを改めて整理し、賛助会員が財団の事業実施の上でも欠かせない存在であることを規定上も明らかにした上で実効性のある制度となるよう十分な検討が行われることを期待する。

(2) 一般社団法人静岡市環境公社

一般廃棄物処理基本計画に示された各計画の実施について

公社は、今回の出資団体監査に当たって、本市の不燃粗大ごみ戸別収集業務の民間委託化計画とし尿くみ取り業務の公社一本化・委託化計画（これらの各計画は、本市の一般廃棄物処理基本計画に明示されている。）に対して本市とのパートナーシップ及びセーフティネット機能の役割をどう果たしてゆくのかとの点を課題とし、その解決のための準備として人員の確保・育成、車両基地の確保、他業者の廃業時の即応体制の整備などを検討していると説明している。また、これらの各計画への対応は、公社の中期経営計画にも記載されており、公社としてはその役割を果たすための経営基盤の確立にも努めているとのことであった。

一方、このような公社側の課題意識に対して所管課の対応は、前記の各計画についての各般の情勢分析を踏まえた主体的・戦略的な具体策の策定には至っておらず、そのための道筋も明確ではなかった。

一般廃棄物処理基本計画に示された前記の各計画の実現には、様々な課題が輻輳していてその具体化には困難が予想されるが、所管課のリーダーシップの発揮とパートナーたる公社との連携によって困難を克服してゆく必要があるものと考えられることから、より一層、両者の緊密な連絡・協調体制の構築が望まれるところである。

5 監査した団体の概要

公益財団法人するが企画観光局

設立年月日	平成7年9月28日（平成25年4月1日 公益財団法人へ移行）
所在地	静岡市葵区日出町1番地の2（TOKAI日出町ビル9階）
設立目的	静岡県中部・志太榛原地域の文化的、社会的、経済的特性等を活用し、観光関連産業の振興と交流人口拡大による地域経済の活性化を促進するとともに、国際的な相互理解の増進、文化の向上及び豊かな人間性に根差した社会の創造に寄与することを目的とする。
基本財産	522,679,934円（静岡市からの出捐金210,000,000円）
組織	理事長1人、副理事2人、専務理事1人、理事16人、評議員16人、監事3人、職員21人
事業（定款に記載された事業）	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域ブランドの価値向上に向けた地域戦略の策定及び周知 2 国内外へのプロモーションの実施 3 地域内の周遊促進と受入環境の整備 4 観光関連サービスや地域産品等の企画開発及びその支援 5 観光客及びMICEの誘致及び支援に関する事業 6 観光施設等の管理運営及び地場産品等の販売 7 旅行業法に基づく旅行業 8 その他この法人の目的達成に必要な事業
経営成績・財政状態	貸借対照表、正味財産増減計算書は、別表1及び別表2のとおり

【別表1】貸借対照表

(単位：円)

科目	令和元年度	平成30年度	増減
流動資産	185,743,453	158,054,212	27,689,241
固定資産	607,232,896	618,248,644	△11,015,748
資産合計	792,976,349	776,302,856	16,673,493
流動負債	114,483,498	92,118,477	22,365,021
固定負債	53,545,272	63,337,435	△9,792,163
負債合計	168,028,770	155,455,912	12,572,858
指定正味財産	0	0	0
一般正味財産	624,947,579	620,846,944	4,100,635
正味財産合計	624,947,579	620,846,944	4,100,635
負債及び正味財産合計	792,976,349	776,302,856	16,673,493

【別表2】正味財産増減計算書

(単位：円)

科目	令和元年度	平成30年度	増減
経常収益	373,472,787	376,090,189	△2,617,402
経常費用	369,563,844	362,689,537	6,874,307
評価損益等調整前当期経常増減額	3,908,943	13,400,652	△9,491,709
当期経常増減額	3,908,943	13,400,652	△9,491,709
経常外収益	1,519,304	486,277	1,033,027
経常外費用	12	141,555	△141,543
当期一般正味財産増減額	4,100,635	12,660,974	△8,560,339
一般正味財産期首残高	620,846,944	608,185,970	12,660,974
一般正味財産期末残高	624,947,579	620,846,944	4,100,635
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
正味財産期末残高	624,947,579	620,846,944	4,100,635

※ 各表中の負数は、「△」で表示した。

一般財団法人静岡市環境公社

設立年月日	昭和42年8月7日（平成25年4月1日 一般財団法人へ移行）
所在地	静岡市葵区産女953番地
設立目的	静岡市及び関係諸団体との協働・連携に基づき環境事業を行うことにより、地域における環境施策の推進と環境保全を図り、もって良好な環境を形成し、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
基本財産	3,000,000円（静岡市からの出資金3,000,000円） なお、静岡市から運用財産として2,000,000円が出資されている。
組織	理事長1人、常務理事1人、理事5人、監事2人、評議員7人、 職員173人
事業（定款に記載された事業）	1 一般廃棄物及び産業廃棄物の処理 2 浄化槽の清掃及び維持管理 3 生活環境及び自然環境の保全 4 環境意識の啓発 5 静岡市からの廃棄物処理事業、環境保全に関する事業及び放置自転車収集運搬事業の受託 6 災害時等の行政機関への協力 7 その他この法人の目的達成に必要な事業
経営成績・ 財政状態	貸借対照表、正味財産増減計算書は、別表1及び別表2のとおり

【別表1】貸借対照表

(単位：円)

科目	令和元年度	平成30年度	増減
流動資産	285,686,144	349,751,854	△64,065,710
固定資産	619,120,694	564,173,189	54,947,505
資産合計	904,806,838	913,925,043	△9,118,205
流動負債	122,642,011	114,670,185	7,971,826
固定負債	177,494,200	198,763,995	△21,269,795
負債合計	300,136,211	313,434,180	△13,297,969
指定正味財産	0	0	0
一般正味財産	604,670,627	600,490,863	4,179,764
正味財産合計	604,670,627	600,490,863	4,179,764
負債及び正味財産合計	904,806,838	913,925,043	△9,118,205

【別表2】正味財産増減計算書

(単位：円)

科目	令和元年度	平成30年度	増減
経常収益	1,004,061,813	990,849,080	13,212,733
経常費用	1,000,129,102	986,662,344	13,466,758
評価損益等調整前当期経常増減額	3,932,711	4,186,736	△254,025
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	3,932,711	4,186,736	△254,025
経常外収益	1,651,488	301,456	1,350,032
経常外費用	1,333,435	896,080	437,355
当期一般正味財産増減額	4,179,764	3,521,112	658,652
一般正味財産期首残高	600,490,863	596,969,751	3,521,112
一般正味財産期末残高	604,670,627	600,490,863	4,179,764
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
正味財産期末残高	604,670,627	600,490,863	4,179,764

※ 各表中の負数は、「△」で表示した。

指定管理者監査

1 監査の対象

(1) 静岡市駿河生涯学習センター

指定管理者 公益財団法人静岡市文化振興財団

所管部局 市民局生涯学習推進課

(2) 静岡市小鹿老人福祉センター

指定管理者 公益財団法人静岡市文化振興財団

所管部局 保健福祉長寿局健康福祉部高齢者福祉課

(3) 静岡市南部勤労者福祉センター

指定管理者 公益財団法人静岡市文化振興財団

所管部局 経済局商工部商業労政課

2 監査の着眼点

(1) 所管部局関係

ア 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

イ 指定管理者に対し適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

(2) 指定管理者関係

ア 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。

イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

ウ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

3 監査の結果

監査した結果、次の1件の指摘事項については是正・改善を求めた。また、5件の指導事項について別途指導した。所管部局においては、指定管理者に対する指導を含めて適切な措置を講じられたい。

【指摘事項】

南部勤労者福祉センターにおける事業報告（年度報告）の不十分な確認について（商業労政課）

事業報告書の確認について、指定管理者制度の手引（以下「手引」という。）によれば、指定管理者から提出された事業報告書をもとに、所管課は手引の別紙5「指定管理業務チェックリスト（例）」を参考に作成した施設ごとのチェックリストを活用して、協定書及び事業計画書等の内容を比較・検証し、業務が予定どおり実施されているか、目標が達成されているかを確認し、検査結果報告書（様式第24号）を作成することとされている。

しかし、南部勤労者福祉センターにおいては、手引に定めるチェックリストが作成されておらず、これを用いた所管課による事業報告の確認が行われていなかった。また、財務帳票である精算書には検収済報告書が添付されていたものの、手引に定める検査結果報告書（様式第24号）は作成されていなかった。

これにより、事業報告の内容確認が不十分なものとなり、その結果、事業計画書に掲げられた業務の一部不履行や施設の維持管理業務等を第三者に委託する際の手続の不備、業務遂行上必要な資格を有した職員を配置していない場合などがあったとしても、業務の履行状況は適正であるとの誤った年度評価を行ってしまうおそれがある状態となっていた。

4 監査した施設の概要

静岡市駿河生涯学習センター

施設 の 概 要	所在地	静岡市駿河区小鹿二丁目25番45号
	設置時期	平成16年5月11日
	設置目的	<p>ライフステージや置かれた状況に応じた多様なニーズに応える専門性の高い学習機会の提供及び市民の自発的な学習活動を支援することにより、学習活動を通じた市民の交流及び連携を図る。</p> <p>また、地域コミュニティの核として、地域における様々なまちづくり活動に関わる主体との連携及び地域の人材育成を支援することにより、地域の活性化を図り、もって市民主体のまちづくりを推進する。</p>
	従事員数	23人（うち臨時2人、パート15人）（3施設の合計人数）
	主な施設	ホール、活動室、和室、料理工房、こども室
団 体 の 概 要	名称	公益財団法人静岡市文化振興財団
	所在地	静岡市葵区御幸町4番地の1（アーバンネット静岡ビル4階）
	設立年月日	平成6年7月1日
	設立目的	<p>演劇、舞踏、美術、音楽、科学、生涯学習等の文化振興に関する事業を行い、市民が各種文化に触れる環境の整備と市民自身による文化創造活動を促進し、もって魅力ある静岡文化の創造、継承、発信に寄与することを目的とする。</p>
指 定 管 理 の 状 況	選定方法	非公募
	指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
	指定管理料	446,160,000円（生涯学習センター11館の合計額。利用料金制は採用していない。）
	主な管理業務内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 静岡市生涯学習施設条例第3条第1項に掲げる事業の実施に関すること。 2 社会教育事業（高齢者学級、家庭教育学級及び女性学級）の実施に関すること。 3 静岡市生涯学習センターの利用に関すること。 4 静岡市駿河生涯学習センターの施設及び設備の維持管理に関すること。

	5 その他指定管理者業務仕様書に掲げること。
収支の状況	収 入 額 44,962,170円
	支 出 額 45,873,393円
	収支差引額 △821,607円

※ 指定管理料及び収支の状況は、令和元年度実績を示す。

静岡市小鹿老人福祉センター

施設 の 概 要	所在地	静岡市駿河区小鹿二丁目25番45号
	設置時期	平成16年5月11日
	設置目的	市内在住の60歳以上の市民を対象に、健康で生きがいを持った明るい生活を送るための健康の増進、教養の向上、仲間づくり等を支援する。
	従事員数	23人（うち臨時2人、パート15人）（3施設の合計人数）
	主な施設	大広間、活動室、和室、工作室、浴室、リフレッシュルーム
団 体 の 概 要	名称	公益財団法人静岡市文化振興財団
	所在地	静岡市葵区御幸町4番地の1（アーバンネット静岡ビル4階）
	設立年月日	平成6年7月1日
	設立目的	演劇、舞踏、美術、音楽、科学、生涯学習等の文化振興に関する事業を行い、市民が各種文化に触れる環境の整備と市民自身による文化創造活動を促進し、もって魅力ある静岡文化の創造、継承、発信に寄与することを目的とする。
指 定 管 理 の 状 況	選定方法	非公募
	指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
	指定管理料	37,440,000円（利用料金併用制）
	主な管理業務内容	1 老人福祉法第20条の7に規定する老人福祉センターの目的に係る事業の実施に関すること。 2 静岡市小鹿老人福祉センターの利用の許可に関すること。 3 静岡市小鹿老人福祉センターの施設及び設備の維持管理に関すること。 4 1から3までに掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務
	収支の状況	収 入 額 39,362,350円 支 出 額 31,469,318円 収支差引額 7,893,032円

※ 指定管理料及び収支の状況は、令和元年度実績を示す。

静岡市南部勤労者福祉センター

施設 の 概 要	所在地	静岡市駿河区小鹿二丁目25番45号
	設置時期	平成16年5月11日
	設置目的	勤労者その他一般市民の文化教養の向上、健康の増進及び余暇利用の充実に努める。
	従事員数	23人（うち臨時2人、パート15人）（3施設の合計人数）
	主な施設	情報交流室、OAルーム、フィットネスルーム、トレーニングルーム
団 体 の 概 要	名称	公益財団法人静岡市文化振興財団
	所在地	静岡市葵区御幸町4番地の1（アーバンネット静岡ビル4階）
	設立年月日	平成6年7月1日
	設立目的	演劇、舞踏、美術、音楽、科学、生涯学習等の文化振興に関する事業を行い、市民が各種文化に触れる環境の整備と市民自身による文化創造活動を促進し、もって魅力ある静岡文化の創造、継承、発信に寄与することを目的とする。
指 定 管 理 の 状 況	選定方法	非公募
	指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
	指定管理料	32,022,000円（利用料金制は採用していない。）
	主な管理業務内容	1 静岡市勤労者福祉センター条例第3条に掲げる事業の実施に関すること。 2 静岡市南部勤労者福祉センターの利用の許可に関すること。 3 静岡市南部勤労者福祉センターの施設及び設備の維持管理に関すること。 4 1から3までに掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務
	収支の状況	収 入 額 35,832,918円 支 出 額 31,957,928円 収支差引額 4,234,990円

※ 指定管理料及び収支の状況は、令和元年度実績を示す。